

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：国民健康保険費 目：国民健康保険指導費

事業名 岐阜県国民健康保険国庫負担金減額措置対策補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 国民健康保険課 管理・国保運営係

電話番号：058-272-1111 (内 2676) E-mail：c11218@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 591,596 千円 (前年度予算額：596,273 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	596,273	0	0	0	0	0	0	0	596,273
要求額	591,596	0	0	0	0	0	0	0	591,596
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

地方単独福祉医療制度を現物給付方式で実施している保険者について、医療費の実績に基づき、翌年度において単独福祉医療 (未就学児に係る分を除く) にかかる国民健康保険療養給付費国庫負担金が削減される。

福祉医療制度は県と市町村が共同事業として実施しており、その実現を市町村に要請している県としては、市町村のみにその財源負担を求めることはできないため、県制度による国庫負担金削減相当額の一部を助成する。

(2) 事業内容

県内市町村に対し、国民健康保険療養給付費国庫負担金において、地方単独福祉医療の現物給付分に関し、削減された負担金の1/2を岐阜県が助成する。

(3) 県負担・補助率の考え方

地方単独福祉医療制度を現物給付方式で実施している保険者について、医療費の実績に基づき、翌年度において単独福祉医療にかかる国民健康保険療養給付費国庫負担金が削減された額の1/2を補助する。

(4) 類似事業の有無
無し

3 事業費の積算内訳

令和2年3月診療分から6月診療分の医療費実績に基づき、令和3年度の令和2年度分国庫負担金精算における削減相当額を推計して所要額を算出。なお、4月及び5月診療分は新型コロナウイルス感染症の影響により、診療報酬が1割程度減額したため、69歳以下である一般分においてその分を割戻す補正を行った。

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	591,596	国庫負担金削減相当額（推計値）1,183,191千円…① 補助率 1/2 …② ①×② 令和2年度当初要求額 591,596千円
合計	591,596	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) これまでの状況

昭和62年度に県単独福祉医療の円滑な実施と市町村国保保険者の負担軽減を図ることを目的に、国庫負担金の削減相当額の1/2を助成する本補助金を創設した。

[県の補助制度・福祉医療制度の沿革]

- 昭和48年度 県福祉医療制度の創設（乳幼児・重度心身障がい者を対象）
- 昭和59年度 国が、地方単独福祉医療制度を現物給付方式で実施している保険者について、医療費波及増分に対する国庫負担金の削減を実施
- 昭和62年度 国庫負担金削減相当額に対する県補助制度を創設（県補助率1/2）
- 平成8年度 県福祉医療制度：乳幼児助成の拡大（2歳未満）
- 平成9年度 県福祉医療制度：乳幼児助成の拡大（3歳未満）
- 平成16年度 県福祉医療制度：乳幼児助成の拡大（入院を小学校就学前まで）
- 平成18年度 4月1日～
 - ・県福祉医療制度：乳幼児助成の拡大（入院・通院とも小学校就学前まで）10月1日～

- ・ 県福祉医療制度：父子家庭の父と子に対する助成を新設
- ・ 県福祉医療制度：精神障がい者に対する助成を新設
- ・ 県福祉医療制度：入院時食事療養費標準負担額の助成廃止

平成 22 年度 県補助制度：行財政改革アクションプランに基づき、補助率を 1/2 から 2/5 に変更

平成 23 年度 県補助制度：補助率を 1/2 から 45/100 に変更

平成 25 年度 県補助制度：補助率を 45/100 から 1/2 に変更

平成 30 年度 国が、未就学児分に係る国庫負担金の減額措置を廃止

(2) 後年度の財政負担

単年度で完結する事業であり、後年度の財政負担を強いるものではない。

(3) 事業主体及びその妥当性

福祉医療制度は岐阜県と市町村が共同事業として実施しており、その実現を市町村に要請している岐阜県としては、市町村のみにその財源負担を求めることは困難であるため、岐阜県が事業主体として当事業を行うことは妥当である。

県単独補助金事業評価調査書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	岐阜県国民健康保険国庫負担金減額措置対策補助金
補助事業者（団体）	市町村 （理由）岐阜県福祉医療費助成事業の実施による医療費の波及増に係る国庫負担金減額措置に対し、市町村保険者の財政負担の軽減を図ることにより、市町村国民健康保険財政の健全化と助成事業の円滑な実施を目的とした補助金であるため。
補助事業の概要	（目的）県福祉医療費助成事業の実施による医療費波及増に係る国庫負担金減額措置に対し、市町村保険者の財政負担の軽減を図る。 （内容）助成事業を実施する市町村に対し、減額措置された前年度分の国庫負担金減額相当額の 1 / 2 を補助する。
補助率・補助単価等	定額・ 定率 ・その他（例：人件費相当額） （内容）補助率 1 / 2 （理由）補助金交付要綱において定められた補助率であるため。
補助効果	各市町村の福祉医療制度を維持しつつ、市町村国保財政負担軽減の一助となっている。
終期の設定	令和 3 年度

（事業目標）

<p>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>福祉医療制度実施により国民健康保険療養給付費等負担金が一定割合削減され、市町村に財政負担が生じている。その財政負担を軽減し、福祉医療の充実を推進することが目的である。</p>
--

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H**年度末)	目標 (H31 年度末)	目標 (終期)
①			
①			

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	600,177 千円	622,809 千円	589,444 千円	584,709 千円	(要求額) 591,596 千円

指標①目標					
指標①実績				(推計値)	(推計値)
指標①達成率	%	%	%	(推計値)%	(推計値)%
指標②目標					
指標②実績				(推計値)	(推計値)
指標②達成率	%	%	%	(推計値)%	(推計値)%

(前年度の成果)

県全体で 584,709 千円を助成することにより、市町村の財政負担を軽減し、福祉医療の充実を支援した。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項

福祉医療制度全体における福祉医療費の動向と同様に、国民健康保険制度における福祉医療費は重度心身障害者を中心に依然として増加傾向にあり、今後も国庫負担金の減額措置は継続されると見込まれる。

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価) ○ 市町村が実施する福祉医療制度は重度心身障害者等の適切な医療の確保を図るために必要なものである。本事業は、市町村の財政負担を軽減することにより、福祉医療の充実を支援している。

・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) ○ 県が補助を行うことにより、財政負担の軽減を行い、ひいては被保険者の負担を軽減することにつながった。

・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価) ○ 毎年度、補助金交付要綱等の見直しを行い、交付要綱に沿った円滑な事業を実施している。

(事業の見直し検討)

福祉医療制度は岐阜県と市町村が共同事業として実施しており、その実現を市町村に要請している岐阜県としては、市町村のみにその財源負担を求めることは困難であるため、岐阜県が事業主体として当事業は継続して実施されることが妥当である。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

福祉医療制度は岐阜県と市町村が共同事業として実施しているにもかかわらず、医療費波及増に係る国庫負担金減額措置により市町村にのみ財政負担を強いることは妥当ではない。したがって、当事業により保険者の負担軽減をはかるため、来年度以降も継続して実施する。